

「自己申告書（外部資金用）」について

厚生労働科学研究費補助金及び国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が所管する研究費（その他、支給元の取扱要領により提出が必須となっている研究費を含む）により研究開発を実施する研究代表者及び研究分担者は、下記申告期間内に必ず「自己申告書（外部資金用）」を社会連携課へ提出してください。

記

【申告期間】

研究課題の応募時から交付申請書の提出前まで、又は委託契約を締結する前までの期間

※平成 20 年 3 月 31 日に厚生労働省から「厚生労働科学研究における利益相反の管理に関する指針」（以下、指針という）が発出されました。指針では、厚生労働科学研究費補助金の交付を受ける機関は、利益相反委員会を設置し利益相反管理を行う義務があり、組織体制や内規の整備等に努めるよう定められており、利益相反マネジメントを実施していない機関は、厚生労働科学研究費補助金の交付を受けることができないこととされています。

また、平成 27 年度からは国立研究開発法人日本医療研究開発機構（AMED）が所管する研究費により行われる研究開発についても、利益相反マネジメントの実施が必要となっております。

■留意事項

- ・研究課題毎に作成してください。
- ・研究課題名の研究と関連があると想定できる、若しくは、外部からその関連が指摘される可能性のある法人（企業・団体など）について、その有無を申告してください。
- ・各申告事項については、研究課題を実施する年度（予定含む）及び前年度の状況を申告してください。
- ・本自己申告書の提出後において、利益相反に該当すると思われる事案が生じた場合は、随時、自己申告書を再提出してください。
- ・研究費によっては、年度終了後に、研究費支給元機関への利益相反管理状況報告書等の提出が求められているものがあります。

自己申告書（外部資金用）

令和 年 月 日

研究課題名			
□厚生労働科学研究費		□AMED受託研究	□その他（ ）

利益相反管理委員会委員長 殿

所属	
職名	
氏名	印

※本人が直接 e-mail で提出する場合は押印不要

（以下いずれかにチェック）（上記研究課題に係る利益相反の有無について）

私は、以下申告事項A（①～⑩） 及び 申告事項B（①～③）に関して、

該当箇所なし【利益相反はない→終了です。社会連携課へ提出】

該当箇所あり【利益相反がある又は可能性がある→下記を記入の上、社会連携課へ提出】

※以下、研究課題を実施する年度（予定含む）及び前年度の状況を記載してください。

A. 申告者本人の申告事項

① 兼業（いずれか該当にチェック）

愛媛大学兼業規程に基づく兼業を行っていない。

愛媛大学兼業規程第3条に基づく許可申請を行い許可されて兼業を行っている。

愛媛大学兼業規程第12条に基づく短期間の兼業（部局等の長への届出）を行っている。相手方が営利企業の場合、件数、金額及び企業名は下記のとおり。

企業	件	報酬金額	円	企業名：

2) 1つの営利企業からの講演料が年間200万円以上ある。

(年間)	報酬金額	円	企業名：

3) 講演料の合計が年間1000万円以上ある。

(年間)	報酬金額	円	企業名：

② 株式保有（いずれか該当にチェック）

公開株式又は未公開株式のいずれも保有していない。

発行済株式数の5%未満の公開株式を保有している。

発行済株式数の5%以上の公開株式を保有している。件数、時価金額及び企業名は下記のとおり。

企業	件	時価金額	円	企業名：

未公開株式を保有している場合は、株数、持株比率及び企業名は下記のとおり。

株数	株	持株比率	%	企業名：

③ 個人帰属発明等の技術移転（いずれか該当にチェック）

個人帰属発明等の技術移転はない。

個人帰属発明等の技術移転がある。件数、金額及び企業等名は下記のとおり。

企業等	件	金額	円	企業等名：

④ 受託研究・共同研究（いずれか該当にチェック）

受託研究及び共同研究の双方を実施していない。

受託研究及び共同研究の双方、もしくはどちらかを実施している。

⑤ 寄附金（いずれか該当にチェック）

寄附金を受入れていない。

寄附金を受入れている。

⑥ 設備や物品の供与（いずれか該当にチェック）

設備や物品の供与を受けていない。

設備や物品（単品で50万円未満）の供与（共同研究等の契約に基づき供与を受けた場合は除く）を受けている。

設備や物品（単品で50万円以上）の供与（共同研究等の契約に基づき供与を受けた場合は除く）を受けている。企業等名は下記のとおり。

企業等名 :

⑦ ②～⑥の相手方からの報酬（いずれか該当にチェック）

- 兼業申請、届出の有無に関わらず、②①～⑥の相手方からの報酬はない。
兼業申請、届出を行っていないが、②①～⑥の相手方から総額100万円未満の報酬がある。
兼業申請、届出を行っていないが、②①～⑥の相手方から総額100万円以上の報酬がある。
件数、金額及び企業等名は下記のとおり。

企業等 件	金額 円	企業等名 :

⑧ ①～⑥の相手方への大学の施設及び設備の利用提供（いずれか該当にチェック）

- ①～⑥の相手方に大学の施設及び設備の利用を提供していない。
①～⑥の相手方に大学の施設及び設備（50万円相当未満）の利用を提供している。
①～⑥の相手方に大学の施設及び設備（50万円相当以上）の利用を提供している。企業等名は下記のとおり。

企業等名 :

⑨ ①～⑥の相手方からの物品の購入又は役務の提供（いずれか該当にチェック）

- ①～⑥の相手方から物品の購入又は役務の提供を受けていない。
①～⑥の相手方から物品（単品で50万円未満）の購入又は役務（年間40時間未満又は1契約10万円未満）の提供を受けている。
①～⑥の相手方から物品（単品で50万円以上）の購入又は役務（年間40時間以上又は1契約10万円以上）の提供を受けている。企業等名は下記のとおり。

企業等名 :

- ①～⑥の相手方から50万円未満の物品購入又は役務提供を受けている場合、当該相手方への物品・役務の発注については教員発注等を行わず契約担当部署から発注を行っている。
①～⑥の相手方から50万円未満の物品購入又は役務提供を受けている場合、当該相手方への物品・役務の発注については教員発注等を行っている。

⑩ その他利益相反に関係すると思われる事項

その他ご自身で利益相反に関係すると思われる事項がある場合は、記入してください。

B. 申告者の配偶者、一親等内の親族、又は収入・財産を共有する者の申告事項

※本項は、申告者の配偶者、一親等内の親族、または収入・財産を共有する方のいずれかにおいて、下記項目の利益相反状態のいずれかが「有」の場合、該当者氏名等は下記のとおり。
利益相反状態がすべて「無」の場合、不記載。

該当者氏名（申告者との関係）： ()

項目 (該当する方に□)

①企業や営利を目的とした団体の役員、顧問職の有無と報酬額 (1つの企業・団体からの報酬額が1年間100万円以上のものを記載)	□有 · □無 ※ 有の場合は下記内容を企業・団体ごとに記載
	企業・団体名： 役割(役員・顧問等)： 報酬額：①100万円以上②500万円以上③1,000万円以上
②株の保有と、その株式から得られた利益 (1つの企業からの1年間の利益が100万円以上のもの、あるいは当該株式の5%以上保有のものを記載)	□有 · □無 ※ 有の場合は下記内容を企業ごとに記載
	企業名： 1年間の利益:①100万円以上②500万円以上③1,000万円以上 持ち株数(5%以上保有の場合)：
③企業や営利を目的とした団体から特許権使用料として支払われた報酬 (1つの特許使用料が1年間100万円以上のものを記載)	□有 · □無 ※ 有の場合は下記内容を特許ごとに記載
	企業・団体名： 特許使用料：①100万円以上②500万円以上③1,000万円以上